

和歌山信愛短期大学 障がい学生支援委員会規程

(目的)

第1条 和歌山信愛短期大学(以下「本学」という。)において障がいのある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、全学的な障がい学生支援の推進を図るとともに、障がい学生支援に関する部局間調整を行ない具体的な支援計画を策定することを目的として、本学に、障がい学生支援委員会(以下「支援委員会」という。)を置く。

(定義)

第2条 この規程において、障がいのある学生とは、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)その他の心身の機能の障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。

(審議)

第3条 支援委員会は、次に掲げる事項に関し審議する。

- (1) 支援の申し出に関する事項
- (2) 具体的な支援に関する事項
- (3) 支援に係る関係部局の調整に関する事
- (4) 支援体制に関する事項
- (5) 施設・設備の整備に関する事項
- (6) その他障がい学生の修学支援に関し必要と認める事項

(組織)

第4条 支援委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 委員長
- (2) 副学長
- (3) 学長補佐
- (4) 学科長
- (5) 教務部長
- (6) 学生部長
- (7) アドミッション・オフィス長
- (8) こころとからだのサポートセンター長
- (9) 保健室職員

2 前項に掲げる者のほか、委員長が必要と認める者を構成員に加えることができる。

(委員長等)

第5条 支援委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、学長をもって、これにあてる。

3 委員長に事故があるときは、学長があらかじめ指名した者が代行する。

4 副委員長は、委員の互選による1名をもって充てる。

(任期)

第6条 支援委員会の委員の任期は1年とし再任を妨げない。ただし、年度の途中において委嘱された委員の任期は、当該年度の末日までとする。

(会議)

第7条 委員長は支援委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を行なう。

(議決)

第8条 支援委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 議事は、出席委員の3分の2以上でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第9条 支援委員会は、議事録を作成し保管しなければならない。

(意見の聴取)

第10条 支援委員会は、必要と認めたときは委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第11条 支援委員会は、必要に応じて特定の事項について専門的に調査・整理するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の任務、組織、運営等に関し必要な事項は別に定める。

(事務)

第11条 支援委員会に関する事務は、学生部事務において処理する。

(規程の改正)

第6条 本規程の改正は、運営会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。

この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。

この改正規程は、令和7年4月1日から施行する。